

大正七年五月三十一日

書記官長



主筆書記官



書記官



主税局事務官特別任用ニ関スル件

審査報告

謹テ今回御諮詢ノ主税局事務官特別任用ニ

関スル件ヲ審査スルニ今般大正七年度乃至同

疆

察

院

九年度ニ亘ル繼續事業^{トシ}計畫^{トシ}以テ田畑地價

修正^{ヲ行フニ付}調査ノ準備調査^{ヲ行フニ付}從事セシムル為大藏省^{トシ}事務

監督局及統務署ニ主税局事務官奏任專任

一人以下、臨時職員ヲ置キ主税局事務官ハ本

省^{トシ}在^ル其ノ事務ヲ統轄スルノ任ニ當ラシムトス

然ルニ田畑地價調査ノ事タル前未特殊ノ沿革

アリ且特別ノ智識ヲ必要トスルモノアル故ニ茲ニ本

案ヲ以テ主税局事務官ニ付特別任用ノ制ヲ立テム

トスルモノニテ即チ統務監督局事務官及司税官ニ

關テ特別任用ノ規程ヲ參酌シ五年以上判任官

相
密
院

以上ノ官ニ在職シテ稅務ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在
リ判任官ニ級俸以上ノ俸給ヲ受ケル者ノ中ヨリ高等
試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得シメ
ムトス按テ本業ハ已ムヲ得サルノ必要ニ基キ且
別ニ支障ノ點ナキニ付以テ儘可決セラレ然ルヘキモノト

恩料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

大正七年六月三日

書記官長

議長宛

德
察
院

大正七年六月十九日

書記官長

主筆 書記官



書記官

出

海軍下士卒服役條例中改正、件
審査報告

謹テ今回御諮詢、海軍下士卒服役條例中

改正、件ヲ審査スルニ本案ノ^{内容}要旨ハ

區

察

院

柳 濱 院